

○ 選挙公営の対象とその限度額

令和4年9月改正

牛久市選挙管理委員会

公 営 の 対 象		公 営 の 限 度 額			
選挙運動用自動車の使用	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（一括契約）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 62,000 円	（1）の契約と（2）の契約は選択	
	(2) その他の契約（個別契約）				
	ア 自動車借入れ契約（レンタル）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 16,100 円		（注） ① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が該当契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で（1）（一般運送契約）を選択した日は（2）（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円 ×選挙運動の日数		
ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計（同一の日については1人に限る。）	各日について 12,500 円			
ポスターの作成	1枚の作成単価（右に示した単価の限度額内） × 作成枚数（右に示した枚数限度内）	1枚当たりの作成単価（ 550 円 ） × 作成枚数（ 189枚 ）	（注）ポスター作成業者以外の者とのポスター作成契約は公営の対象とはならない。		
ビラの作成	1枚の作成単価（右に示した単価の限度額内） × 作成枚数	1枚当たりの作成単価（ 7.73円 ） × 作成枚数（ 4,000枚 を限度）			
（注） ① 無投票当選の場合は、選挙用自動車については、告示日1日のみが公営の対象となり、ポスターの作成、ビラの作成については、限度額の範囲内で対象となる。 ② 自己契約は公営の対象とならない。ただし、契約の相手方が、当該候補者が代表者である法人等であるときは対象となる。					

《根拠条例》

○牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（令和4年改正）

○牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（令和4年改正）